

## 市議会 12月定例会 行政報告（12月2日）

市議会 12月定例会にあたり、西部工業団地の動向についてご報告いたします。

### 西部工業団地の動向について

初めに、株式会社マルカサトウ及び株式会社三幸との裁判結果についてご報告いたします。

平成18年8月10日、両社と市との間で取り交わされた「新発田市西部工業団地進出に係る覚書」における西部工業団地内の用地の貸し付けを巡り、昨年8月14日に両社から「占有妨害禁止等請求事件」が提訴されました。

訴えの趣旨は、両社が「覚書」により占有使用していた道路を、市は一般車両を通行させるなどして占有妨害したので、占有使用の妨害の排除及びその結果被った損害（平成23年7月1日から1日当たり金10万円の割合による金員。平成25年10月29日までで合計8,520万円。）を賠償せよ、というものであります。

これに対し市は、昨年10月9日の第1回口頭弁論から今日に至るまで、当該道路については行政財産の使用許可を行っていないため、両社との使用貸借契約は成立しておらず、従って占有妨害ではないことを主張して参りました。

裁判を続ける一方で、市は「覚書」に基づく用地の貸し付けのため、対象となった土地を市道廃止し、付け替え道路を敷設し、そして、両社に対し行政財産使用貸借のための申請手続きを行うよう促して参りました。

こうした中、裁判開始からほぼ一年となる本年10月25日、両社から民事訴訟法第266条に基づく「請求の放棄書」が裁判所に提出されました。請求の放

棄とは、原告が自らの訴訟上の請求についてその理由がないことを自認して訴訟を終了させようとする行為であり、確定判決と同じ効力を持つものであります。これを受け、10月29日、第九回弁論準備手続である電話会議をもって市が実質的に勝訴したことにより裁判が終結しました。

ただし、裁判が終結したとはいえ、工業団地進出企業から訴えられたということに対する行政不信、産業振興への影響は少なからぬものがあったと言わざるをえません。このことを深く反省し、職員への指導を徹底すると共に、今後は、一日も早く両社との関係改善を図って参りたいと考えております。まずは、当該用地の行政財産使用貸借の手続きを進めること、そして、両社へ新たな工場建設をお願いし、産業の振興及び雇用の増大を図って参りたいと考えております。

次に、進出協定の締結についてご報告いたします。

本年10月7日、市内山崎の株式会社とみおかでっこうしょ富岡鉄工所と進出協定を締結いたしました。とみおかでっこうしょ富岡鉄工所ははがね鋼構造物工事業ということで、鉄筋及び鉄骨工事のうけおいとう請負等を主な業務としています。面積は9,374.58平方メートルであり、平成27年8月に進出を予定しております。

この進出協定により、西部工業団地全体の販売・協定済みの販売率は98.98パーセントとなりましたが、早期完売を目指し、引き続き、残りの土地の販売等とうを進めて参りたいと考えています。

以上で行政報告を終わります。